

一般社団法人長野県建設業協会 会長 様

長野県会計局長

平成 28 年度における公共工事の前払金の特例に係る取扱について (通知)

このことについて、下記のとおり取扱うこととしましたので、御了知願います。
つきましては、関係建設業団体等への周知について特段の配慮をお願いします。

記

1 特例措置の内容

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、工事の現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用全般（保証料を含む。）に係る支払に充当できるものとし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

2 特例措置に伴う改正内容

(1) 公共工事の前払金に関する取扱要領

工事に係る前払金の適用範囲に、特例措置に係る経費を加える。

(2) 建設工事標準請負契約約款

第 36 条（前払金の使用等）の規定に、特例措置に係るただし書きを加える。

3 適用年月日

平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

4 留意事項

平成 28 年 4 月 1 日以降において既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合に、適用することが可能となること。

会計局 契約・検査課 契約企画係 (課長) 下里 巖 (担当) 神田知恵子 電 話 026-235-7359 防災無線 8-231-3855 F A X 026-235-7472 E-mail keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp

建設工事変更請負契約書

1 工事名

2 工事場所

3 変更工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 変更請負代金増加（減少）額 _____ 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

5 変更契約保証金増加（減少）額

6 変更工事の内容別冊の設計図書のとおり

7 第 36 条に次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更する。ただし、変更後の契約についても元契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 住所
氏名

⑤

受注者 住所
氏名

⑤

(備考) 1 各項目は、内容又は実情に応じて適宜変更し又は削除すること。

2 収入印紙は、1 通だけ貼付すること。

3 変更が 2 回目のときには、「年 月 日付けで契約を締結した建設工事請負契約」とあるのは、「年 月 日付けで契約（年 月 日付変更契約）を締結した建設工事請負契約」と記載する。

4 長野県議会の議決を経なければならないものにあつては、建設工事変更請負契約締結する。

建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(省略) (前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>第37条以降 (省略)</p>	<p>(省略) (前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p> <p>第37条以降 (省略)</p>

公共工事の前金払に関する取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(省略) (範囲)</p> <p>第2 前金払のできる範囲は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1件の請負代金額が100万円以上の土木、建築に関する工事でその工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費</p> <p>(2) 以降省略</p>	<p>(省略) (範囲)</p> <p>第2 前金払のできる範囲は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1件の請負代金額が100万円以上の土木、建築に関する工事でその工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費</p> <p>(2) 以降省略</p>

公共工事の前金払に関する取扱要領

昭和 39 年 6 月 18 日 39 監第 321 号

(最終改正 平成 28 年 6 月 8 日 28 契検第 31 号)

(趣旨)

第 1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)附則第 7 条の規定に基づき公共工事の前金払保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の行なう保証に係る公共工事の代価の前金払をする場合においては、この要領の定めるところにより取扱うものとする。

(範囲)

第 2 前金払のできる範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 1 件の請負代金額が 100 万円以上の土木、建築に関する工事でその工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費

(2) 契約価格が 1,000 万円以上で納入に 3 ヶ月以上の期間を要する土木建築の工事の用に供するために発注する機械類(各種機械、車両、船舶、器具及びこれらの部品)の製造に要する経費

(3) 1 件の請負代金額が 50 万円以上の土木、建築に関する工事の設計及び調査(直接工事に関連するもののみ限り、用地取得のための調査等を含む。)でその設計及び調査の材料費、労務費、機械購入費(当該設計及び調査において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(4) 1 件の請負代金額が 50 万円以上の測量でその測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、交通通信費、支払運賃、修繕料及び保証料に相当する額として必要な経費

2 第 2 の(4)の測量については、土地の測量、地図の調整及び測量用写真の撮影であって、次の各号の 1 に該当する請負代金額に限るものとする。

(1) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)に規定する基本測量、公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量

(2) 土木建築に係る工事に関する測量(用地取得のための測量を含む。)

(割合)

第3 前金払のできる割合は次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2の(1)の工事(4)に掲げるものを除く。については、請負代金額の10分の4以内の額
- (2) 第2の(2)の製造については、製造契約価格の10分の3以内の額
- (3) 第2の(3)及び第2の(4)の業務(5)に掲げるものを除く。については、請負代金額の10分の3以内の額
- (4) 東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第108号)が適用された市町村の区域(以下、この項において「被災市町村の区域」という。)において施行する第2の(1)の工事(当該工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)については、請負代金額の10分の5以内の額
- (5) 被災市町村の区域において施行する第2の(3)及び第2の(4)の業務(当該業務が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)については、請負代金額の10分の4以内の額

2 前金払をした後において、変更等の事由により請負代金額を減額した場合においては、さきに支払った前払金の額をこえない範囲内において前項(1)については変更後の請負代金額に対し10分の5の割合に、同項(3)については変更後の請負代金額に対し10分の4の割合に、同項(4)については変更後の請負代金額に対し10分の6の割合に、同項(5)については変更後の請負代金額に対し10分の5の割合に達するまでは、これを前金払として認めることができる。

3 契約締結にあたり予算執行者は、財政事情等を充分考慮して前金払の割合を定めなければならない。

(保証証書の寄託及び保管等)

第4 予算執行者が、前払金保証証書(以下「保証証書」という。)の寄託を受ける場合においては、保証証書原本のほか、その写し2通の提出を求め、原本については預り証(別記様式)を発行し予算執行者が自ら又はその指定する職員に保管させるものとし、保証証書の写し1通は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第9条の支出証拠書類とし、他の写し1通は関係書類に添付するものとする。

2 保証証書は、当該工事が完成し、請負者の債務が完済された後に預り証と引換えに当該請負者に返還するものとする。

(前払金管理及び使途の監査)

第5 支払済の前払金については、その管理及び使途について、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第27条及び前払金保証約款第15条の規定に基づいて保証事業会社をして厳正な監査を行なわせるとともに、次の各号に定める処置をとるものとする。

(1) 予算執行者は、請負者、保証事業会社又はその指定銀行から要請があつたときは、適宜証明資料を発行し、前払金の不当使用の阻止に努めること。

(2) 前払金の使途が適正でない認めるときは保証事業会社をして爾後の前払金の払出を中止させること。

(保証金の請求)

第6 保証金の請求をするときは、保証金請求書に当該請負契約解除時の出来形調書、保証証書（変更保証証書を含む。）の原本及びその他参考となるべき書類を添えて保証事業会社に請求の手続きをするものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成23年5月18日から適用する。

2 この要領第3の(4)及び(5)については、平成24年3月31日まで適用する。

附 則

1 この要領第3の(4)及び(5)については、平成25年3月31日まで適用する。

附 則

1 この要領第3の(4)及び(5)については、平成26年3月31日まで適用する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要領第3の(4)及び(5)については、平成27年3月31日まで適用する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要領第3第1項第4号及び第5号並びに第3第2項の被災市町村の特例措置については、平成28年3月31日まで適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

建設工事標準請負契約約款
(建設工事請負契約書)

収 入
印 紙

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

4 請負代金額 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

5 契約保証金

6 調 停 人

〔注〕 発注者及び受注者が調停人をあらかじめ定める場合は、氏名等を記載する。

7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕 この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について記載した書面を添付する。

8 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり

〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇〇〇共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、長野県議会の議決（長野県知事の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4又は第3項により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5又は第3項により中間前払金の支払を受けているときは10分の6を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

〔注〕(B)は、中間前金払する場合に使用する。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃・修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。